

お知らせ

固定資産税(土地及び家屋)の価格等の縦覧について

市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税者(免税点未満で課税されない方を除く)は、他の土地や家屋と比べて、その価格が適正かどうかを縦覧帳簿により確認することができます。

○縦覧期間 4月3日(月)～5月1日(月)
8:30～17:15
※土・日曜日、祝日は除く

○縦覧場所 市役所2階税務徴収課

○縦覧できる方

- ・固定資産税(土地及び家屋)の納税者及び同一世帯で生計を一にする親族
- ・納税管理人
- ・相続人代表者及び相続人
- ・納税者の委任を受けた代理人(委任状持参)

○縦覧を申請する際に必要なもの

- ・印鑑
- ・納税通知書または運転免許証等本人であることを証明できるもの
- ・相続人代表者以外の相続人の場合は、相続関係が確認できるもの
- ・法人の場合は、委任状または法人印

申請・問 本庁 税務徴収課資産税G
☎52-1111 内線235

家計調査へのご協力をお願いします

家計調査は、統計法で定められた統計調査です。家計簿などを記入してもらうことで、国民生活の実態を家計収支の面から明らかにするものです。

調査結果は、税金・年金・医療制度の改定や賃金の算定など、私たちの生活に関連する施策を検討する際の基礎資料として、国や地方公共団体などで幅広く活用されています。

秘密は厳守します。調査票の厳重な管理により、記入内容が外部に漏れることはありません。

調査対象として指定された地区内の各世帯へは、統計調査員が世帯の名簿の作成や調査票の記入の依頼のためにお伺いしますので、ご協力をお願いします。

問 茨城県統計課物価家計グループ ☎029-301-2661

公共下水道公共汚水ますの設置申請について

公共下水道の管渠整備が済んだ地区で、新規宅地化のために公共汚水ますの設置を希望する方は、下水道課へ申請をする必要があります。設置までには、申請から標準工事で3か月の期間を要しますので、早めの申請をお願いします。

問【料金・負担金に関すること】

下水道課庶務G ☎53-7250

【工事に関すること】

下水道課公共下水道G ☎53-7250

4月から「常陸大宮市水道お客さまセンター」を開設します

水道課では、サービスの一層の向上と効率的な事業運営を図るため、一部の業務を民間業者に委託し、「常陸大宮市水道お客さまセンター」を4月3日(月)から開設します。

水道に関する各種届出や水道料金等の支払い、問い合わせ等は「常陸大宮市水道お客さまセンター」が取り扱います。

○名称 常陸大宮市水道お客さまセンター

○委託業者 大崎データテック株式会社
日立営業所

○場所 水道管理事務所2階
(宇留野3030番地)

○電話番号 ☎52-0427

○営業時間 月～金曜日/8:30～17:15
(祝日、年末年始を除く)

○主な業務

- ・受付業務(水道の使用開始・中止、名義変更等の受付、水道料金等の収納、問い合わせなど)
- ・開閉栓業務
- ・水道メーターの検針業務
- ・水道料金の滞納整理業務 ほか

問 水道課総務G ☎52-0427 内線14

